

秋市選管告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、令和7年4月6日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿登録の基準日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

基準日 令和7年3月29日

（ただし、年齢については同年4月6日）